

第1次推進計画体系(第3章 食の安全・安心の確保)			第2次推進計画において追加・強化・見直しが必要と思われる事項		第2次推進計画への具体的な反映等
視点	基本的施策	施策の方向性	項目等	具体的内容等	
A 生産から消費に至るまでの食品衛生の確保	生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保	(1)生産段階における食品の安全性の確保			
		(2)製造、加工、流通・販売の各段階における食品の安全性の確保	消費者ニーズの変化に伴う監視・指導の見直し	消費者の購入先などの変化(コンビニストア、ドラッグストア、中食の利用等)、外食利用の増加などを考慮した監視指導対象施設の見直しを図る。	取り組むべき施策(食品営業施設に対する監視・指導の徹底)の具体的取組に追加
		(3)食品などの検査	食品検査の充実	過去の検査結果で違反・不適率が高い特定の食品の重点的収去検査の実施、検査項目の見直しなどによる質的充実に図る。	取り組むべき施策(食品の安全確認検査、残留農薬、動物用医薬品、食品添加物の検査)の具体的取組に追加
		(4)消費段階における食品の安全性の確保	リスクコミュニケーションの充実	家庭だけではなく、生活環境(職場、学校等)における食品衛生知識の普及の充実に図る。 世代ごとにリスクコミュニケーションを実施(充実)する。	取り組むべき施策(家庭における食品衛生知識の普及と実践)の修正 「家庭、職場、学校等における食品衛生知識の普及と啓発」 取り組むべき施策への追加 「世代ごとのリスクコミュニケーションの充実」
	熊本市独自の食品衛生の確保	(1)熊本市版食品衛生管理の普及と実践	食品等事業者の自主管理の更なる支援	熊本市版HACCPへの取り組みの更なる支援を行う。(取組施設の増加を図る)	取り組むべき施策(熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市HACCP)の展開)の具体的取組に追加
		(2)食品の大量取扱業者との情報の共有			
(3)熊本の食に関する文化や産品の振興に向けた安全性の確保		馬刺しの安全確保	冷凍処理の徹底など熊本の特産品である馬刺しの安全確保を図る。	取り組むべき施策(農林水産物、特産品、土産品などの衛生確保)の具体的取組に追加	
B 食品の安全性確保のための体制整備	国・県・他市町村・庁内関係部署及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進	(1)健康危機管理体制の充実及び強化	新たな健康危機への対応	放射性物質など新たな食の安全安心の脅威になる健康危機が発生した場合に対応できる体制を構築する。	取り組むべき施策への追加 「新たな健康危機に対応できる体制の構築」
		(2)食品の安全確保のための連携	食品衛生監視員の資質の向上	(経験年数が少ない食品衛生監視員の増加に伴い)健康危機発生時に適切に対応できる食品衛生監視員を養成する。	取り組むべき施策への追加 「食品衛生監視員の資質の向上」
			区役所との連携	区役所内の関係部署(食育担当、高齢福祉施設担当、障がい福祉施設担当等)との連携強化を図る。	取り組むべき施策への追加 「区役所との連携強化」
C 食の安全に相互理解する情報の共有と相	消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進	(1)市民意見の施策への反映			
		(2)食や健康被害に関する情報提供の充実	リスクコミュニケーションの充実	広報媒体(市政だより等)を積極的に活用する。 安全情報(検査結果等)を積極的に広報する。	取り組むべき施策(正確で迅速な食品情報の収集と発信)の具体的取組に追加 取り組むべき施策(正確で迅速な食品情報の収集と発信)の具体的取組に追加
		(3)食に関する相談窓口の充実	区役所との連携	区役所に食の安全安心に関する相談等があった場合の体制を確立する。	取り組むべき施策への追加 「区役所の相談窓口との連携」
	V 食育を通じた食の安全・安心の確保(共通)	(1)食の安全性や栄養等に関する理解の促進			